

改正概要説明書	
国名：シンガポール	法令名：特許法
改正情報：2017年10月30日版	
<p>改正概要：</p> <p>1. 新規性喪失の例外の適用範囲拡大(第14条)</p> <p>下記の場合にも新規性喪失の例外が適用されるように拡大された。</p> <p>(1) 知的財産管理者であって、発明の内容を発明者から直接又は間接に取得した者による知的財産権の出願(特許出願でない)に伴う当該発明の開示であって、</p> <p>(a) 出願が、発明者の同意なしにされた、又は</p> <p>(b) 出願が、公開前の取下、拒絶、放棄等により公開されるべきでなかった場合に誤って公開された。</p> <p>(2) 知的財産管理者であって、発明の内容を発明者から直接又は間接に取得した者による知的財産権の出願(特許出願でない)に伴う当該発明の開示であって、出願された国の法律で定める時期よりも誤って早く公開された。</p> <p>2. 審査ルート変更(第29条)</p> <p>(1) 審査報告書の請求又は調査及び審査報告書の請求を提出している場合、当該審査報告書の発行前に、当該請求を取下げ、外国出願の実体審査の結果を利用する補充審査報告請求に切替えることができるようになった。</p> <p>(2) 外国出願の実体審査の結果を利用する補充審査報告請求を提出している場合、当該審査報告書の発行前に、当該請求を取下げ、審査報告書の請求又は調査及び審査報告書の請求に切替えることができるようになった。</p>	
<p>改正内容：</p> <p>・ 第14条 新規性喪失の例外に関し明確化された。</p> <p>・ 第29条 調査及び審査に関して明確化された。</p>	